

行政キオスク端末をご利用ください

七会町民センターでは、マイナンバーカードを使用してコンビニ交付サービスが利用できる行政キオスク端末を設置しています。窓口が閉庁している夕方以降や週末にも各種証明書を取得できます。ご利用にはマイナンバーカードの暗証番号(数字4けた)の入力が必要です。

利用時間

午前8時30分～午後10時(年末年始を除く)

取得できる証明書

- ・住民票の写し(本人分、世帯全員分)
※マイナンバー(個人番号)や住民票コードは記載されません。
- ・印鑑登録証明書(本人分)
- ・所得証明書、課税証明書(本人分)

交付手数料 1通 200円

【問合せ】 七会町民センター ☎ 0296-88-3111

利用方法等の問い合わせはお気軽に事務室またはトレーニングルーム職員までお声かけください



快適な生活環境を維持するために

下水道に接続しましょう！

下水道の供用が開始されたら接続する義務があります。

- くみ取り式トイレの場合は、3年以内に水洗トイレに改造し接続する。
- 浄化槽の場合は、速やかに接続する。



下水道接続工事のトラブル事例



【無許可業者による無断接続】

過去に遡って使用料が請求され、最大5倍の過料が科せられる恐れがあります。

【工事完了後の高額請求】

工事後の請求額に関するトラブルを避けるため、工事内容や費用等を十分に確認しましょう。

下水道接続までの流れ

①工事店決定

町が指定する排水設備工事店の中から依頼してください。

②工事依頼

見積書・設計書をよく確認し、検討してください。

③申請手続き・工事開始

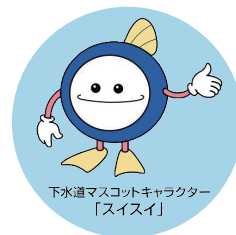
工事に関する手続きは、排水設備工事店が代行します。

④工事完了

町の検査に合格したら、排水設備の「検査済証」が交付されます。

⑤下水道の使用開始

下水道を使用し始めたら、使用料を納めていただきます。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

【問合せ】 上下水道課 ☎ 029-288-3111 (内線 275)